

- 米

- 土壌中のカリ濃度が
適正な場合
- カリ施肥
-
- The diagram illustrates the process of potassium fertilization in rice. At the top left, a yellow bag labeled 'K' represents the fertilizer. A red arrow points from the bag to the soil. Above the rice plant, the text '土壌中のカリ濃度が適正な場合' (When the potassium concentration in the soil is appropriate) is shown. The rice plant is depicted with its roots extending into the soil. Red arrows indicate the uptake of potassium from the soil into the plant's roots. In the soil, several blue circles labeled 'K' and yellow circles labeled 'Cs' are shown, representing potassium and cesium ions respectively. An orange arrow points from the rice panicle to a cluster of brown grains, indicating the harvest of the crop.

■ 果樹



■ 畜産物

- 畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- 牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の暫定許容値の改訂
(牛:24.2.3施行、馬、豚、鶏:24.4.1施行)

食品の基準値を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (Bq/kg)	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛・馬	300	100
豚	300	80
鶏	300	160

牧草地の除染
作業の事例



家畜の飼養管理等の対応

- 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
- 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
- 代替飼料確保の支援

■ きのこと

- きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。
(きのこ原木:50 Bq/kg、菌床用培地:200 Bq/kg)
- 指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきのこ生産に取り組んでいるところ。

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の購入支援

プルシアンブルーによる除染試験

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下しています。

- 農業生産現場における取組等により、農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低くなっており、23年度末までの結果と比べ、基準超過の比率も大幅に低下。
- きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性セシウム検査結果(17都県) (平成25年11月30日現在(米は12月9日現在)注1)

品 目	～23年度末 超過割合注2	24年度 超過割合	25年度			基準値超過品目 上段:25年度、下段カッコ:24年度
			超過割合	検査点数	基準値超過点数	
米注3	2.2 %	0.0008 %	0.0001 %	1,046万	13	米
麦	4.8 %	0 %	0 %	587	0	—
豆 類	2.3 %	1.1 %	0 %	1,126注4	0注4	— (大豆、小豆)
野 菜 類	3.0 %	0.03 %	0 %	14,713	0	— (ホウレンソウ注5、レンコン、クワイ等5品目)
果 実 類	7.7 %	0.3 %	0 %	3,745	0	— (ウメ、ブルーベリー、クリ、ユズ、ミカン)
茶	8.6 %	1.5 %	0 %	424	0	— (茶)
その他地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	1,301	0	— (そば)
原 乳	0.4 %	0 %	0 %	1,398	0	—
肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.003 %	0 %	131,385	0	— (牛肉、豚肉、馬肉)
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	3.1 %	6,250	193	たけのこ、こしあぶら等15品目 (原木しいたけ、たけのこ等 26品目)
水 産 物	17 %	5.6 %	1.7 %	14,599	249	カレイ、アイナメ、スズキ、ヤマメ等33品目 (アイナメ、カレイ、ヤマメ等56品目)
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.004 %	1,064万	455	～23年度末検査総数:140,029点 24年度検査総数:1,059万点

注1:厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。
注2:23年度末までの検査において下の基準値を超過した割合。
基準値(平成24年4月～):100 Bq/kg(茶については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については平成24年9月30日、大豆については平成24年12月31日まで500 Bq/kg(暫定規制値))。
なお、23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態でのデータを集計(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50)。超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。
注3:23年産米は、福島県で行った緊急調査の点数23,247点を含む。24年産米は、福島県及び宮城県の一部地域で行った全袋検査の点数1,036万点を含む。
注4:25年度に検査された24年産の大豆については、24年度の結果に含めている。
注5:超過は1点のみで、汚染した被覆資材の使用による 交差汚染の可能性。

避難区域等の除染後農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を支援しています。

- 環境省の実施する農用地等の除染と連携して、農地、農業用施設の復旧等を実施。
- 農地の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援。
- 各市町村ごとの課題を把握し、地域の実情に応じた取組を具体化。

■ 避難区域等の営農再開に向けた道筋

区域の復興計画・
除染実施計画づくり

地域の除染

【主な取組内容】

- 地域の状況に応じた農用地等の除染の実施（農用地、農業水利施設、畜舎等）
- 農地・農業水利施設、共同利用施設等の復旧
- 地域の農業再生に向けた計画づくり
- 除染後の農地、水路等の施設の補修・管理（除草、水路・けい畔等の補修、土づくり等）
- 鳥獣被害防止対策、放れ畜対策
- 稲等の実証栽培、牧草地の除染効果の確認
- 稲の作付再開、野菜等の出荷制限の解除、牧草の利用制限の解除
- 避難している農家の農地管理
- 新たな作物や栽培方法の導入（植物工場等）
- 放射性物質の吸収抑制対策
- 出荷開始（食品の検査の実施）
- 経営再開に向けた家畜導入

【主な支援内容】

- 農地土壌等の放射性物質による汚染状況の把握
- 農地等の除染技術、作物等への放射性物質移行低減技術の確立
- 国による基幹となる用排水施設の災害復旧
- 復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
- 農業水利施設の放射性物質調査の実施及び拡散防止技術の確立
- 営農再開を目的として行う一連の取組（除染後の農地の保全管理、作付実証等）に対する財政的支援

避難指示の解除
避難農家の帰還

営農の再開

被災農家の営農再開に対する支援をしています。

MAFF

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、**営農再開に向けた環境が整っておらず**、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、**福島県に基金を造成**することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。(福島県営農再開支援事業:24年度補正予算 232億円(復興庁計上))

福島県内

避難区域等

(目的)福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保安全管理

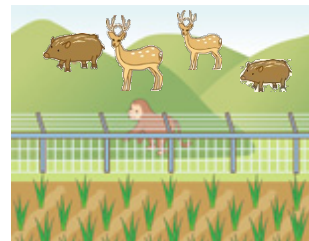
除染後から営農再開までの農地等における除草等の保安全管理に対する支援



○ 鳥獣被害防止緊急対策 一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

○ 放れ畜対策

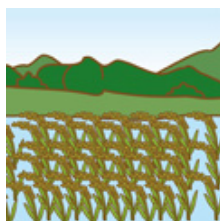
放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援



第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



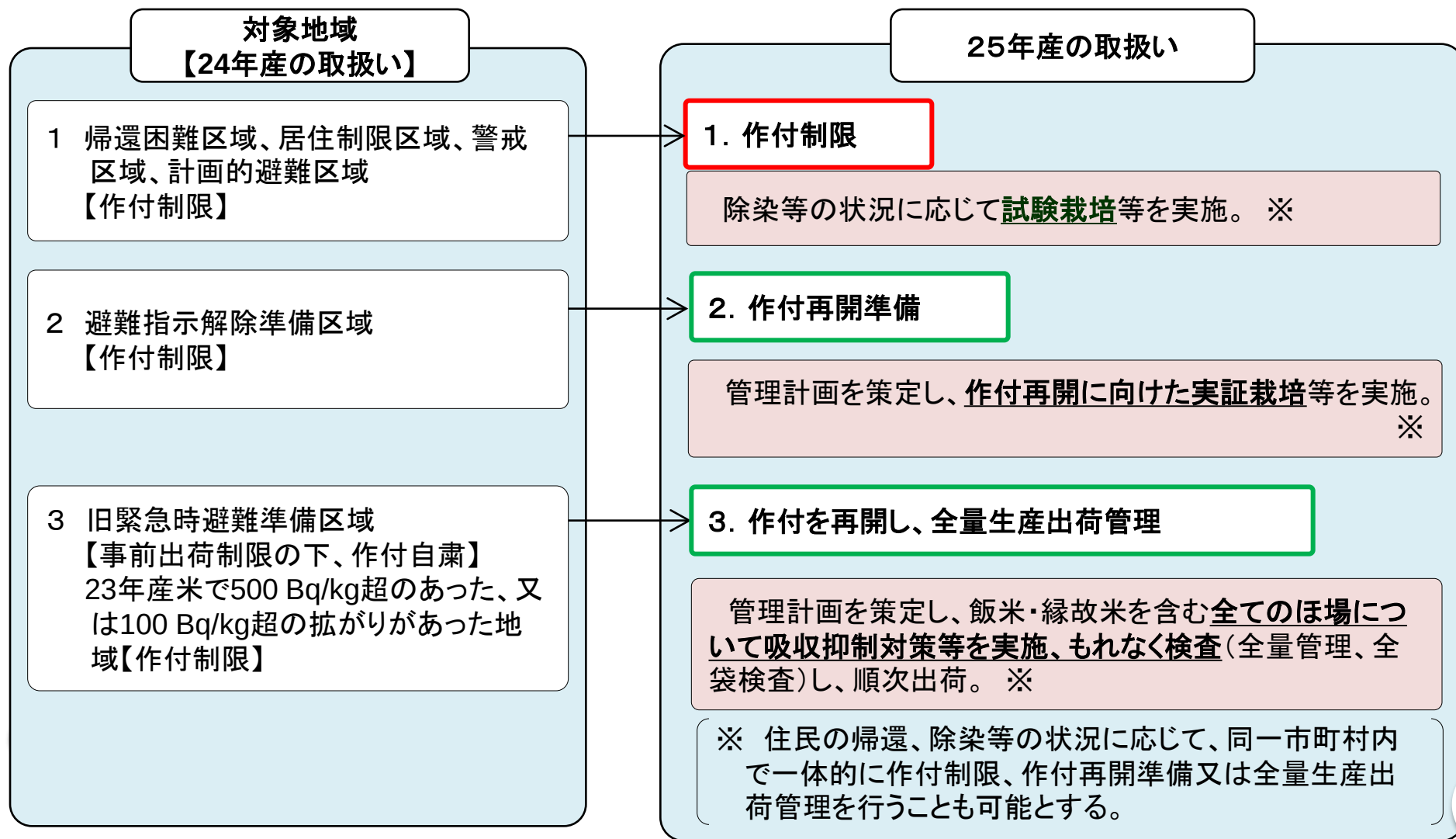
カリ質肥料

※その他特認事業を措置

避難区域等の営農再開を後押し

避難区域等における稲の作付再開に向けた取組を進めています。

- 避難指示区域の見直しが進んできていることを踏まえ、「25年産米の作付等に関する方針」において、避難指示解除準備区域については、作付再開に向けた実証栽培を進める作付再開準備区域に設定するなど、稲の作付再開に向けた取組を後押し。



間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援しています。

- 林業再生の観点から、 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下※¹の地域において営林が進められていくことを踏まえ、
 - ① 汚染状況重点調査地域等の放射性物質による影響のある森林※²を対象に、
 - ② 県・市町村等の公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に講じるための対策を平成24年度補正予算から新たに実施。

※¹ $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下（週40時間、52週で 5mSv/年 に相当）の地域では、基本的に除染電離則に基づく労働者の線量管理等の特別な対策が不要。

※² 空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える森林。

公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に推進

○実証地選定のための森林調査等

- ・実証地の選定のための森林の放射線量等の調査
- ・作業計画の検討のための実証対象森林の調査
- ・森林所有者への説明・同意取付等を実施。



概況調査等



同意取付

○公的主体による森林整備

- 放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について、県・市町村等の公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備



○放射性物質対策の実証

- 放射性物質への影響に対処するため、
- ・森林整備に伴い発生する枝葉等の破碎、梱包、運搬
- ・木質バイオマス関連施設において利用するためのバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備等の実証的な取組を実施。



破碎等の実証



熱供給施設等での利用

- 本対策の対象エリアは放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域等 8 県107市町村。
- 福島県の構想（森林の汚染状況等に応じ、すみやかな除染の実施と間伐等の森林整備による森林再生を推進）等を踏まえ、H24補正予算及びH25当初予算に計上。

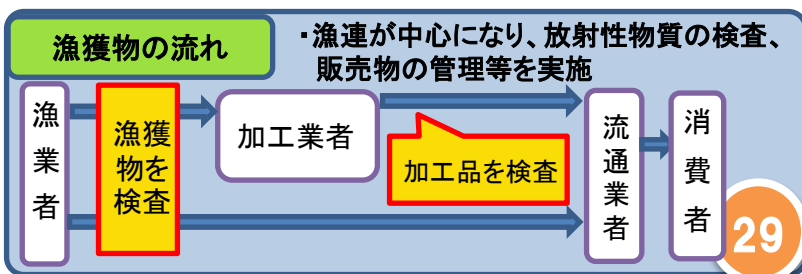
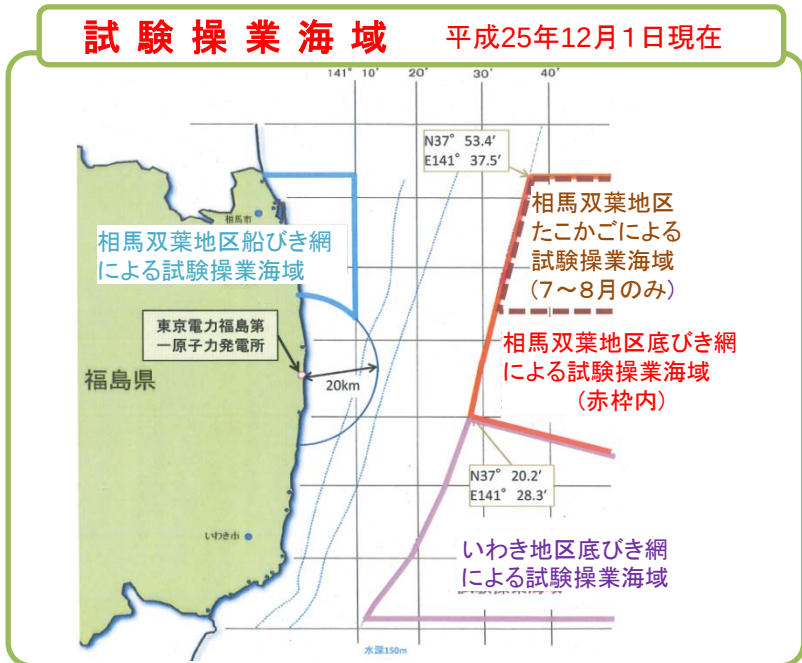
放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援しています。

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・魚種について試験的な操業を実施。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、高濃度に放射性物質で汚染された魚類の汚染源・汚染経路の解明等を実施。

◆福島県における漁業再開に向けた取組 ～販売を伴う試験操業の拡大～

- ◎ 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、試験操業候補対象魚種を重点的に検査し、十分に安全を確認した後に、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象魚種として決定（試験操業海域についても同様）。
- 平成24年6月下旬から、相馬双葉地区の底びき網漁船により、3魚種（ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ）に絞った試験操業・販売を開始。
➡ 安全性を確認した上で、対象魚種及び海域を順次拡大。
- 試験操業で漁獲された水産物は、松川浦漁港に水揚げ後、同港近くにある相馬双葉漁協の検査施設（簡易検査）で専従の職員が水揚げ毎に放射性セシウム測定を実施。
- 現在、相馬双葉地区では、底びき網漁業、たこかご漁業、船びき網漁業により、試験操業が実施されており、漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷されている（全て完売）。
- また、いわき地区においても、平成25年10月18日より底びき網漁業による試験操業を開始。

- ※ 試験操業対象魚種（25種類：平成25年12月1日現在）
- <底びき網漁業等：25種類> ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性のツブ貝（シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ、ナガバイ）、キチジ、アオメエソ（メヒカリ）、ミギガレイ（ニクモチ）、ユメカサゴ、ヤナギムシガレイ、キアンコウ、アカガレイ、サメガレイ、アカムツ、ヒレグロ、チダイ、マアジ、メダイ
- <船びき網漁業：2種類> コウナゴ（イカナゴの稚魚）、シラス（カタクチイワシの稚魚）



「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進しています。

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。また、都道府県、大学、各府省庁等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月)
- 全府省庁の食堂・売店1,405カ所のうち、802カ所で被災地産品を利用・販売。米については7,160トンのうち、福島県産米1,927トンを利用・販売。(25年3月末現在。出先機関を含む。)
- 今後とも、消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進。特に、福島県産農産物等については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組：
うち被災地産食品販売フェア等： 849件
社内食堂等での食材利用： 615件
社内食堂等での食材利用： 150件
(23年4月～25年11月までの間)



「市場まつり」
(25年10月 東京都)



民間企業による社内マルシェ
(25年11月 愛知県)



消費者の部屋特別展示「福島県産米復興に向けた取組」(25年11月 農水省)



農林水産省内の食堂で、被災地産食材を使用したメニューを提供(随時実施)

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけをしています。

MAFF

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議を25年6月までに12回開催するなど、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の早期支払いを求めてきたところ。
- 農林水産関係では25年11月29日までに、合計約5,914億円の請求に対し、5,076億円を支払い(約86%)※。

※ 25年11月29日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、**岩手、宮城** 【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、**宮城、東京**

【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、**青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(ただし、広島はしいたけのみ)**

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、**岩手、宮城、群馬(ただし、岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ)**

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根

(他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、**北海道、青森、岩手、宮城**

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、**岩手、宮城、栃木** 【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、**岩手、宮城、茨城、栃木、千葉**

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

※1 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められ得る。

※2 出荷制限指示等に係る損害、いわゆる風評被害に係る損害(斜体字以外)については、中間指針(平成23年8月5日)で記載。

※3 いわゆる風評被害(斜体字)については、中間指針第三次追補(平成25年1月30日)で追加。

原発事故連絡会議の開催

農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるために、関係都道府県、関係団体等からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を設置(H23.4.13)。25年6月までに、計12回開催し、原子力損害賠償に関する最新の関連情報を農林漁業者及び食品産業等の方々に提供。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

MAFF

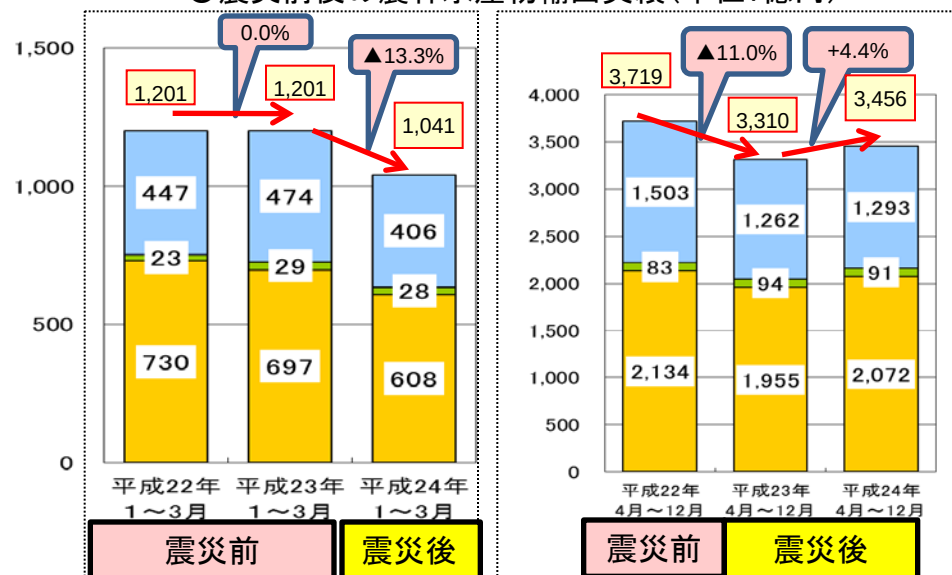
我が国からの農林水産物・食品の輸出については、原発事故に伴い、多くの国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入規制を強化。その結果、震災後の輸出額は、年計では減少。しかし、平成25年1月から10月の輸出額の変化を見ると、前年同期比で23%増加。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例（平成25年12月10日現在）

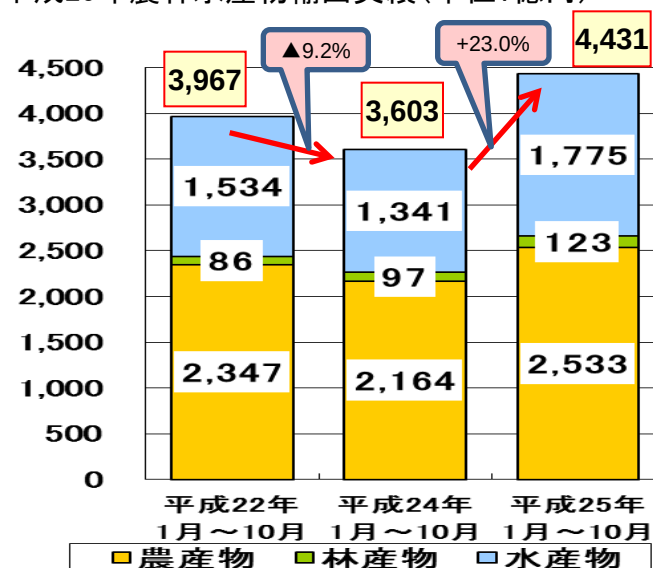
輸出先国・地域	輸出額	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	986億円	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	688億円	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	610億円	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品
中国	406億円	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	350億円	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物（※）

※ 韓国当局は、輸入規制措置の強化について発表しましたが、本措置については、政府として撤回を申し入れているところです。

○震災前後の農林水産物輸出実績（単位：億円）



○平成25年農林水産物輸出実績（単位：億円）



原発事故による諸外国の食品等の輸入規制緩和の概要

MAFF

○ 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、カナダの輸入規制の解除等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

規制措置が完全撤廃された例

解除された年月	国名
平成23年6月	カナダ
"	ミャンマー
平成23年7月	セルビア
平成23年9月	チリ
平成24年1月	メキシコ
平成24年4月	ペルー
平成24年6月	ギニア
平成24年7月	ニュージーランド
平成24年8月	コロンビア
平成25年3月	マレーシア
平成25年4月	エクアドル
平成25年9月	ベトナム

最近の輸入規制緩和の例

1. シンガポールの例(2013年4月8日施行)

【緩和前】

輸入 停止	食肉、牛乳・乳製品 野菜・果実とその加工品、水産物	福島県、茨城県 栃木県、群馬県
	野菜・果実とその加工品	埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県
	卵	福島県、茨城県

(※1) 上記の規制品目について、規制対象となっていない都道府県については、産地証明書を要求。

【緩和後】

輸入 停止	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果実とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	福島県
放射性物質 検査証明書	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	茨城県、栃木県 群馬県
	野菜・果実とその加工品	埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県
	卵	茨城県
	緑茶及びその製品	静岡県

2. ロシアの例(2013年4月22日施行)

【緩和前】

全ての 食品	輸入停止	福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、千葉県、東京都
	ロシアにてサンプル検査	6都県以外

【緩和後】

全ての 食品	輸入停止	無し
	放射性物質検査証明書 ロシアにてサンプル検査	福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、千葉県、東京都 6都県以外

(※2) 水産品等は、上記食品としての規制とは別の規制措置が講じられており、8県(青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟)に所在する242施設からの輸入が停止。